

17先物振興発第45号
平成17年6月27日

社団法人全国商品取引所連合会
会長 南學政明 殿
株式会社 日本商品清算機構
社長 南學政明 殿

日本商品先物振興協会
会長 二家勝明

農林水産省 総合食料局
商品取引監理官 田辺義貴 殿
経済産業省 商務情報政策局
商務課長 宮本聰 殿

日本商品先物振興協会
会長 二家勝明

トランスマーケット制度に係る意見書について

標記につきまして、当協会の制度政策委員会での検討を踏まえ、別紙のとおり、中間意見としてとりまとめましたので、ご報告申し上げます。

以上

トランスマーケット制度に係る意見書（写）の送付について

標記につきまして、平成17年6月27日付文書にて、社団法人全国商品取引所連合会会長及び株式会社日本商品清算機構社長あてに別紙の意見書を提出いたしましたのでその写しをご送付申し上げます。

以上

トランスファー制度について（中間意見）（案）

改正商品取引所法の施行と共通清算制度の導入により、委託者の建玉の移管（トランスファー）が制度的に可能となりましたが、これについて、現実的な施行に必要な事項について、中間的に意見を取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

建玉の移管について、特に、委託者の建玉の移管時期について、(1)違約時、(2)支払い不能のおそれのある時、(3) 純資産額規制比率が一定以下となった時、(4)平常時、に区分して議論しましたが、その結果の概要是以下のとおりです。

(1) 違約時について

違約時は、緊急措置の必要な時期であり、事実上、建玉の移管を行う時間的余裕がないので、建玉の強制手仕舞い処分しかないと考えます。

建玉移管の可能性としてあるとすれば、土日を挟む時期における違約の予告がある場合においてです。その場合、建玉の移管先についての決定は、事前の取引員間の建玉移管契約がある場合は別として、商品取引所又は日本商品清算機構が行うことが適当です。このことについて、予め当該機関においてルール化し、商品取引員・清算参加者は、取引所又は日本商品清算機構の決定に従うこととするようにしておく必要があります。

(2) 支払い不能のおそれの時、及び

(3) 純資産額規制比率の一定以下の時について

支払い不能の恐れや純資産額規制比率が一定以下となった時等に、建玉移管の必要性を決定するのは誰か（いずれの機関であるか）を考えると、支払い不能の恐れのある取引員の場合は、結果として最後まで資金繰りに奔走して違約に到るのがこれまでの事例であり、当事者が自己判断を下すことは中々に困難と見られます。当事者が自己決定できない場合には、委託者保護上から、建玉移管の必要性を第三者が判断せざるを得ません。それは、商品取引員・清算参加者の財務状況やキャッシュ・フローの状況を把握している機関である、商品取引所又は日本商品清算機構を置いては他にはないと考えます。

当該機関において、建玉移管の指示・決定の発動基準、ものさしを定めて会員に周知し、会員が基準に該当すると当該機関が判断したときは、当該会員は指示に従うべきこと等をルール化しておく必要があります。

一方、商品取引員は、経営に黄色信号の灯った場合でも、市場価値のある間は、常識的には当該取引員の営業権の譲渡や他の商品取引員への吸収合併等を視野に入れた動きかけを行うものであり、市場価値を失って委託者債権の毀損にまで至る事態は、実際上は、まれなケースとも言えます。

(4) 平常時

平常時の建玉移管については、商品取引員の業態転換時や委託者の利便性の観点からの必要性が想定されます。

商品取引員の業態転換については、商品取引員の合併、分離分割及び営業の譲渡が法律上に規定されているので、その一環として建玉移管を位置づけることが可能ですが、商品取引員における分離・分割や業態転換のあり方の実際を検討しておく必要があります。一方、商品取引員の分離分割を考える当事者があれば、商品取引所及び日本商品清算機構等との間での検討と対応の結果を事実上の建玉移管の先行事例・モデルとしうるので、現時点では検討課題としておくことが適当です。

委託者の利便性の観点からの建玉移管については、その必要なケースについての認識を深めた上で行うべきであり、現時点では、外務員の引抜き・移動の問題と委託者の引抜き・移動の問題が懸念される転換期でもあり、少なくとも、個人委託者についての建玉移管については、結論を急ぐ状況にはありません。

機関的市場利用者の観点からは、清算機構制度が導入されて大口資金にとっての安心感が從来以上に高まっているとされ、そうした市場参加者にとって、利便性のための建玉移管が可能となることは、市場の信頼性と使い勝手の両面から歓迎されることです。大口資金を持ち込む顧客は、商品取引員の財務諸表の分析能力を有する適格性が高く自己責任原則の徹底した顧客もありますが、そうした顧客を委託者とする会員から利便性のための建玉移管のあり方に係る具体的・実際的な状況についての事情聴取を行い、認識を深めた上で、制度的な検討に着手することが適当と考えます。

以 上

純資産額規制の新しい考え方

17先物振興発64号

平成17年9月14日

2005年9月

農林水産省総合食料局

商品取引監理官 田辺 義貴 様

経済産業省商務情報政策局

商務課長 宮本 聰 様

日本商品先物振興協会

会長 二家 勝明

市場の流動性確保に係る要望について

本会は、平成16年度事業計画において改正商品取引所法の円滑な施行を掲げ、本年度事業計画には改正法の施行を商品先物受託業の繁栄のチャンスとするための環境整備を掲げて、市場の健全な発展に向けて取組んでいるところです。こうした中で、このところのわが国商品先物市場について、出来高・取組高の状況等市場の流動性に係る指標に顕著な変化の兆しがあります。現下の状況の長期化はわが国商品先物市場の産業インフラとしての機能の低下を招来させかねません。この点についてご理解を賜り、市場の流動性の低下傾向に歯止めを掛ける喫緊の対応策として下記を提案いたしますので、その早期の実現を是非お願いしたく要望する次第です。

記

1. 純資産額規制比率における自己玉リスクの計算において、現行のBISの簡便法による計算方式に加え、リスク管理体制の確立している商品取引員について、新BIS規制や証券会社の自己資本規制に係る内閣府令を参考に、「内部管理モデル」の考え方を踏襲した新たなリスク管理モデルの案を選択できるようにしていただきたいこと。

2. 委託取引における取引員役職員の違法・不法行為の介在する余地のない取引について、商品取引責任準備金の積立て対象としないこと。

以上

〔資料5-（3）-1〕

2. 商品取引員の純資産額規制比率算定の考え方

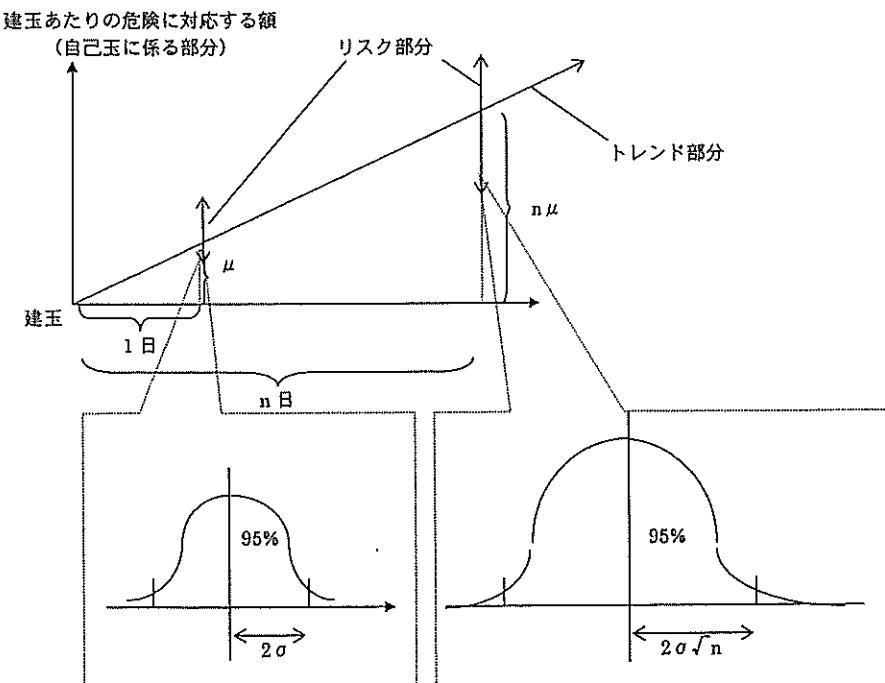
(1) 省令で定める危険に対応する額（自己玉に係る部分）の算定

相場水準の1日あたりの平均変化額（トレンド）を μ 、平均からの乖離部分を σ （リスク）とすると、n日間建玉を保有し続けた場合の建玉あたりの危険に対応する額（自己玉に係る部分）は、相場が不利な方向に変化した場合のトレンド部分による損失 $n \times \mu$ と、予想が外れることに起因するリスク部分による損失 $2\sigma\sqrt{n}$ （危険水準95%）の合計となる。

従って、

$$\text{建玉あたりの危険に対応する額（自己玉に係る部分）} = n\mu + 2\sigma\sqrt{n}$$

となる。



2

(2) 清算参加者の純資産額

清算参加者の純資産額は、全会員の平均建玉日数から、その期間に発生する損失額から求めることになる。このとき、市場全体として売玉・買玉は同数なので、平均すればトレンド部分 μ は相殺されることになる。従って、リスク部分 2σ のみを対象として計算することになる。

(3) 商品取引員の純資産額

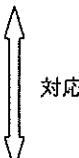
一方、商品取引員の純資産額の算定に用いられる省令で定める危険に対応する額（自己玉に係る部分）の算定にあたっては、会員にとって不利な状況における損失額を前提として計算すべきである。従って、トレンド部分 μ とリスク部分 2σ を合算して算定する必要がある。

具体的には

省令で定める危険に対応する額（自己玉に係る部分）

$$= \text{建玉数量（ネット部分）} \times \text{倍率} \times$$

$$\frac{(\text{平均建玉日数} \times \text{価格変化額} + \text{値幅制限} \times \sqrt{\text{平均建玉日数}})}{+ \text{建玉数量（グロス部分）} \times \text{証拠金} (*)}$$



現状の危険に対応する額（自己玉に係る部分）

$$= \text{建玉数量（ネット部分）} \times \text{倍率} \times \text{約定価格} \times 15\%$$

$$+ \text{建玉数量（グロス部分）} \times \text{倍率} \times \text{約定価格} \times 3\%$$

* 現時点では、この「証拠金」は当初証拠金額を想定しているが、今後の証拠金制度の見直しに当たっては、その中身を再検討することになる。

3

(4) 商品取引員の純資産額

商品取引員の純資産額 \geq 省令で定める危険に対応する額×120%

(5) 清算参加者の純資産額基準との違い

- ・商品取引員の純資産額の算定にあたってはトレンド部分を考慮し、余裕をもつて危険に対応する額を計算している。
- ・省令で定める危険に対応する額に一定比率（上記の例では 120%）を乗じた額以上の額を商品取引員の純資産額としている。

(6) 具体的な運用イメージ（案）

- ① 取引所が毎年一定時期に、下記の数値を公示する。

- ・各商品の 1 日あたりの平均変化額（円／日）：

$$\mu = \text{年間の価格上昇額（又は下落額）} \div \text{営業日数日}$$

- ・各商品の平均建玉日数（日）：n

- ・各商品の 1 日あたりの平均価格変動額（円／日）：

$$\sigma = \mu \text{ の標準偏差}$$

- ② 以上の数値は、前年のデータ（曆年）を元に算出し、毎年 2 月から 3 月頃に公示し、4 月から適用する。

- ③ 商品取引員は、従来の「簡便法」か、この内部管理モデルの考え方を適用した「新たなりリスク管理法」のいずれの方法を採用するかを、事前に申告するものとし、特別の事情がない限り、その変更は認めないものとする。

[資料 5 -(3)-(2)]

平成 17 年 10 月 11 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

自己玉の限月間相殺等を行った場合のリスク値試算について（お願い）

商品取引所法の改正に際して導入された純資産額規制比率が、特に商品取引員の自己取引に対して抑制的に作用するため、各商品取引所で流動性が低下する一因となっていることから、当先物協会では同規制比率の見直しを要望しております。

その当面の具体策として、自己取引について、現行の下記①に加えて、②を提案することを検討中です。

- ① 「省令別表第四の規定により、同一商品（または商品指数）の直近一年間の価格変動の間の相関係数が 10 分の 9 以上である場合に、異なる限月の売建玉及び買建玉の数量を相殺する。」
 - ② さらに、「異なる取引所の同一商品または同一商品市場間の対当するポジションについても、相関係数が 10 分の 9 以上であることを条件に相殺できることとする。」つきましては、要望実現に向けての基礎データとして、上記の相殺を行った場合の自己玉リスクの試算につきましてご協力賜りますようお願い申し上げます。
- なお、本調査結果について、個々の会員名を公表することはないことを申し添えます。

記

1. 調査内容

平成 17 年 9 月 30 日現在の貴社の自己建玉について、本会作成のエクセルシート内の指定された欄に、商品ごと、限月ごとの売建玉・買建玉枚数を記入し、本会あて電子メールの添付ファイルにてご返送して下さい。

回答用エクセルシートは本会ホームページの「会員専用ページ」からダウンロードして下さい。

2. ご提出締切日

平成 17 年 10 月 13 日（木）

3. ご返送先電子メールアドレス

jcfia@jcfia.gr.jp

以 上

本件に関する照会先：日本商品先物振興協会 企画調査部門 谷口、菊池

TEL 03-3664-5731

商品取引所法施行規則の一部改正（純資産額規制比率関係）

平成 17 年 12 月 22 日
 農林水産省商品取引監理官
 経済産業省商務課

[資料 5-(3)-③]

純資産額規制比率におけるリスク相当額の
 算定等に係る説明会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成 17 年 12 月 22 日（木） 午後 1 時 30 分～
 場 所 大手町「サンケイプラザ」3 階 301～304 号室
 千代田区大手町 1-7-2

議 題 1. 純資産額規制比率の計算方法の改正について
 2. その他

配付資料 資料 1. 商品取引所法施行規則の一部改正
 （純資産額規制比率関係）
 資料 2. 省令別表第四・様式第 15 号
 資料 3. 相関係数一覧表
 資料 4. 自己玉リスクの相殺方法について
 資料 5. 一部の商品間相殺が可能な商品グループの相殺例
 資料 6. リスク値計算シート

1. 現状

資料 2（商品取引所法施行規則別表第四の新旧対照表）参照。

2. 改正内容

(1) 自己玉リスク／市場リスクについて

ア) 純資産額規制比率の算定の対象となる取引の範囲の拡大

○ 現在

商品市場における取引（別表第四では「法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる取引」と規定）のみ。

○ 改正後

商品市場における取引+店頭商品先物（OTC）取引（参照：法第 349 条第 1 項）

○ 理由

OTC 取引のヘッジ（リスクの回避）のために行う、OTC 取引のポジションと対当する（売・買）自己の勘定での取引所取引が、丸々、純資産額規制比率の対象（特に、自己玉リスクのネット部分）となってしまう問題が生じていた。

そこで、OTC 取引を純資産額規制比率の（規制）対象となる取引とした上で、現在認められている相殺の要件が満たされることを条件に、自己の勘定での取引所取引と OTC 取引を相殺することを可能とする。

イ) 算定の対象となる取引の範囲の拡大に伴う算式の見直しの対象

OTC 取引は「自己の計算で行う（次に掲げる）行為又は取引」（参照：法第 349 条第 1 項）なので、『商品取引員の自己の計算による商品市場における取引』のみに關係し、『委託者の計算による商品市場における取引』には關係しない。

ウ) 相殺（備考 2）できる取引の範囲の拡大

<現在>

商品取引所が同一であり、上場商品／上場商品指数が同一であり、限月が異なる場合に限定。

<改正後>

以下の場合にも、相殺を認める。

- ① 同一の上場商品又は上場商品指数（商品取引所の同一性に関わらない）
 - ・ 上場商品・上場商品
 - ・ 上場商品指数・上場商品指数
- ② 同一の商品市場における異なる上場商品又は上場商品指数（商品取引所の同一性に関わらない）
 - ・ 上場商品・上場商品
 - ・ 上場商品指数・上場商品指数
- ③ 上場商品指数及びその上場商品指数対象物品である上場商品
- ④ 上場商品又は上場商品指数及び上場商品構成物品等
 - ・ 上場商品・上場商品構成物品等
 - ・ 上場商品指数・上場商品構成物品等（上場商品指数の上場商品指数対象物品に限る。）

今次改正により相殺が可能となる取引は、例えば、以下の通り。

- ①：東京工業品取引所・ガソリン → 中部商品取引所・ガソリン : 0.973971
東京穀物取引所・Non-GMO 大豆 → 関西商品取引所・Non-GMO 大豆 : 0.907978
- ②：東京工業品取引所・ガソリン → 東京工業品取引所・原油 : 0.968518
東京工業品取引所・原油 → 中部商品取引所・灯油 : 0.962456
- ③：東京工業品取引所・ゴム → 大阪商品取引所・天然ゴム指数 : 0.971058
東京穀物取引所・とうもろこし → 関西商品取引所・コーン75指数 : 0.928500

エ) 相関係数の算出

○ 算出方法

過去2年間の毎営業日の帳入値段を元として、

- ① 同一の上場商品又は上場商品指数について、6限月間相互の相関係数を平均する。
- ② 同一の商品市場における、異なる上場商品又は上場商品指数について、6限月間相互の相関係数を平均する。
- ③ 異なる商品取引所における、同一の上場商品又は上場商品指数について、6限月間相互の相関係数を平均する。
- ④ 異なる商品取引所における、同一の商品市場における、異なる上場商品又は上場商品指数について、6限月間相互の相関係数を平均する。

なお、同一の商品市場に上場されている商品ではあるが、商品の定義／概念が広範であるため、その用途等が全く異なる場合も存在するが（例：農産物市場のとうもろこしや大豆と、コーヒー）、それらの商品については相殺を認めることが妥当ではな

いと考えられることから、それらの商品間の価格変動に係る相関係数は提供されない。

○ 算出主体

全ての上場商品及び上場商品指数の帳入値段を把握していること、及び商品取引所法上の許可を得た機関であることを踏まえて、日本商品清算機構が相関係数を算出し、主務省、商品取引所及び日本商品先物振興協会に通知する。

なお、取引所取引とOTC取引との相殺についての相関係数については、日本商品清算機構がOTC取引の価格変動を把握する立場にはないことから、（OTC業者である）商品取引員は、対当する取引の価格変動の相関係数が0.9以上となる旨を主務省に対して個別に挙証することとする。

○ 算出の開始及び見直し

平成18年3月末を以て、平成16年4月から平成18年3月末までの過去2年間分の帳入値段を元として、日本商品清算機構が相関係数を算出し、商品取引員はその相関係数を平成18年5月（1日（月））から用いる。

なお、それ迄の間に用いる相関係数については、平成15年10月から平成17年9月末までの帳入値段を元として、各商品取引所の協力に基づき日本商品先物振興協会が取り纏めたものを用いることで差し支えない。

（2）様式第15号の改正

備考2の適用の結果、減額した自己玉リスク／市場リスク相当額、及び減額の結果得られた自己玉リスク／市場リスク相当額を記入する様式に改める。

（3）委託玉リスク／取引先リスクについて

委託者の累積の値洗損失及び潜在的リスクの合計額から控除する取引証拠金の額について、現在は、取引本証拠金基準額との運用を行っているが、（取引証拠金必要額を超える余剰預託額を含めた）預り証拠金の額（受託契約準則第2条第7項）の運用と改める。

3. 改正の実施時期

平成18年1月1日から実施する。

資料 2

商品取引所法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○商品取引所法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号)

(傍線部分は改正部分)

別表第四 (第九十九条関係)

1	法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる取引及び店頭商品先物取引にあっては、次の表に掲げる取引の区分に応じ同表に定める算定方法により算定した額の合計額
商品取引 (略)	一の取引の限月ごと、かつ、商品市場で取引の対象とされる一の上場商品若しくは上場商品指數の種類又は店頭商品先物取引の対象による商品とされる上場商品構成物品等ごとに、次に定められたる式により算定した額の合計額
商品先物取引 (略)	$a \times b \times c \times 0.03 + d \times b \times c \times 0.15$ この式において、a、b、c及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。 a 売建玉及び買建玉の合計数量 b 売建玉及び買建玉に係る帳入値段又は帳入指數 c 倍率 d 売建玉及び買建玉の数量を相殺した結果として残る数量

別表第四 (第九十九条)

1	法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる取引については、次の表に掲げる取引の区分に応じ同表に定める算定方法により算定した額の合計額
商品取引 (略)	一の取引の限月ごと、かつ、商品市場で取引の対象とされる一の上場商品又は上場商品指數の種類ごとに、次に定める式により算定した額の合計額
商品先物取引 (略)	$a \times b \times c \times 0.03 + d \times b \times c \times 0.15$ この式において、a、b、c及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。 a 売建玉及び買建玉の合計数量 b 売建玉及び買建玉に係る帳入値段又は帳入指數 c 倍率 d 売建玉及び買建玉の数量を相殺した結果として残る数量

別表第四 (第九十九条関係)

1	備考 次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(4)までに定めるところによる。
2	(1) (略)
(2)	(略)
(3)	(略)
(4)	商品取引の自己計算による商品の取引の対象とされる一の上場商品若しくは上場商品指數の種類又は店頭商品先物取引の対象とされる上場商品構成物品等ごとに、次に定められたる式により算定した額の合計額
(5)	倍率 売建玉及び買建玉に係る帳入値段又は帳入指數を乗じた額

別表第四 (第九十九条)

1	備考 次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(4)までに定めるところによる。
2	(1) (略)
(2)	(略)
(3)	(略)
(4)	商品取引の自己計算による商品の取引の対象とされる一の上場商品又は上場商品指數の種類ごとに、原資産の売建玉又は買建玉の数量に当該原資産の時価の売建玉又は買建玉の数量に当該原資産の時価の十八ペーセントに相当する額及び倍率を乗じた額
(5)	倍率 売建玉及び買建玉に係る帳入値段又は帳入指數を乗じた額

1	備考 次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(4)までに定めるところによる。
2	(1) (略)
(2)	(略)
(3)	(略)
(4)	商品取引の自己計算による商品の取引の対象とされる一の上場商品若しくは上場商品指數の種類又は店頭商品先物取引の対象とされる上場商品構成物品等ごとに、次に定められたる式により算定した額の合計額
(5)	倍率 売建玉及び買建玉に係る帳入値段又は帳入指數を乗じた額

1	備考 次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(4)までに定めるところによる。
2	(1) (略)
(2)	(略)
(3)	(略)
(4)	商品取引の自己計算による商品の取引の対象とされる一の上場商品又は上場商品指數の種類ごとに、原資産の売建玉又は買建玉の数量に当該原資産の時価の十八ペーセントに相当する額及び倍率を乗じた額
(5)	倍率 売建玉及び買建玉に係る帳入値段又は帳入指數を乗じた額

(1) 同一の商品市場における上場商品又は上場商品指数
 上場商品指數及びその上場商品指數対象物品である上
 場商品

(2) 上場商品及び上場商品構成物品等又は上場商品指數及
 びその上場商品指數の上場商品指數対象物品である上場
 構成物品等

3 ~ 10 (盤)

株式第十五号（第100条第3項関係）

純資産額規制比率に関する届出書

基準日： 年 月 日

商号

所在地

代表者の役職名・氏名 印

（単位：千円、%）

資産計 (A)	資産計 (A)
負債計 (B)	負債計 (B)
純資産額 (C) = (A) - (B)	純資産額 (C) = (A) - (B)
市場リスク相当額 (D)	市場リスク相当額 (D)
相殺によって、市場リスク相当額 (D) から減額したもの (E)	取引先リスク相当額 (E)
取引先リスク相当額 (F)	リスク相当額 (F) = (D) + (E)
リスク相当額 (G) = (D) + (F)	純資産額規制比率 (C) = (C) / (F) × 100 (負債の合計額から控除するものの内訳)
(H) = (C) / (G) × 100 (負債の合計額から控除するものの内訳)	(負債の合計額から控除するものの内訳)
長期劣後債務 (I)	長期劣後債務 (I)
短期劣後債務 (J)	短期劣後債務 (J)

株式第十五号（第100条第3項関係）

純資産額規制比率に関する届出書

基準日： 年 月 日

商号

所在地

代表者の役職名・氏名 印

（単位：千円、%）

資産計 (A)	資産計 (A)
負債計 (B)	負債計 (B)
純資産額 (C) = (A) - (B)	純資産額 (C) = (A) - (B)
市場リスク相当額 (D)	市場リスク相当額 (D)
取引先リスク相当額 (E)	リスク相当額 (F) = (D) + (E)
リスク相当額 (G) = (D) + (F)	純資産額規制比率 (C) = (C) / (F) × 100 (負債の合計額から控除するものの内訳)
(H) = (C) / (G) × 100 (負債の合計額から控除するものの内訳)	(負債の合計額から控除するものの内訳)
長期劣後債務 (I)	長期劣後債務 (I)
短期劣後債務 (J)	短期劣後債務 (J)

（記載上の注意）

1. 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとする
 るが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代え
 ることができる。

2. 「負債計」欄には、商品取引責任準備金、長期劣後債務
 及び短期劣後債務を控除した額を記載すること。

3. 市場リスク相当額とは商品市場における自己の計算によ
 る取引であつて決済を終了していないものについての価格
 の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額を、
 取引先リスク相当額とは商品市場における取引の相手方の契約不
 履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額をい
 る額をいう。

4. 純資産額規制比率は、小数点以下二位未満の端数があると
 ときは、その端数を四捨五入すること。

5. 月次の純資産額規制比率の算出に用いる純資産額は、様
 式第一号の純資産額に関する調査を作成する月にあっては様
 式第一号の純資産額に関する調査の純資産額を用い、様
 式第一号の純資産額に関する調査を作成しない月にあっては様式第
 十七号の月計残高計算表の純資産額を用いること。
 一

長期劣後債務及び短期劣後債務の計算表

基準日： 年 月 日

商号

所在地

代表者の役職名・氏名 印

（単位：千円）

長期劣後債務及び短期劣後債務の計算表

基準日： 年 月 日

商号

所在地

代表者の役職名・氏名 印

（単位：千円）

長期劣後債務の計算表

基準日： 年 月 日

商号

所在地

代表者の役職名・氏名 印

（単位：千円）

長期借入金	
社債	
小計 (i)	
累積的減価額 (ii)	
差引 (iii) = (i) - (ii)	
基本的項目の額 × 50% (iv)	
(iv) を超える額 (v)	
(v) = (iii) - (iv)	
負債の合計額から控除した長期劣後債務 (vi) = (iv) - (v)	

(単位：千円)

項目	短期劣後債務 (J)
短期借入金	
1年内返済長期借入金	
1年内償還社債	
長期借入金	
社債	
小計 (vii)	
累積的減価額 (ii)	
(iv) を超える額 (v)	
(v) = (vii) - (iv)	
負債の合計額から控除した短期劣後債務 (viii) = (vii) + (ii) + (v)	

(記載上の注意)

1. 「累積的減価額」とは、第38条第1項第20号の規定により累積的に減価した額をいう。

長期借入金	
社債	
小計 (i)	
累積的減価額 (ii)	
差引 (iii) = (i) - (ii)	
基本的項目の額 × 50% (iv)	
(iv) を超える額 (v)	
(v) = (iii) - (iv)	
負債の合計額から控除した長期劣後債務 (vi) = (iv) - (v)	

(単位：千円)

項目	短期劣後債務 (I)
短期借入金	
1年内返済長期借入金	
1年内償還社債	
長期借入金	
社債	
小計 (vii)	
累積的減価額 (ii)	
(iv) を超える額 (v)	
(v) = (vii) - (iv)	
負債の合計額から控除した短期劣後債務 (viii) = (vii) + (ii) + (v)	

(記載上の注意)

1. 「累積的減価額」とは、第38条第1項第20号の規定により累積的に減価した額をいう。

2. 「基本的項目の額」は、第38条第1項第19号の基本的項目の額をいう。
3. (iv) が (iii) を超える場合にあっては、(v) は零とする。

2. 「基本的項目の額」は、第38条第1項第19号の基本的項目の額をいう。
3. (iv) が (iii) を超える場合にあっては、(v) は零とする。

純資産額規制比率に関する届出書

基準日： 年 月 日

商号
所在地
代表者の役職名・氏名 印
(単位：千円、%)

資産計 (A)	
負債計 (B)	
純資産額 (C) = (A) - (B)	
市場リスク相当額 (D)	
相殺によって、市場リスク相当額から 減額したもの (E)	
取引先リスク相当額 (F)	
リスク相当額 (G) = (D) + (F)	
純資産額規制比率 (H) = (C) / (G) × 100	

(負債の合計額から控除するものの内訳)

長期劣後債務 (I)	
短期劣後債務 (J)	

(記載上の注意)

1. 印影は、印鑑局をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
2. 「負債計」欄には、商品取引責任準備金、長期劣後債務及び短期劣後債務を控除した額を記載すること。
3. 市場リスク相当額とは商品市場における自己の計算による取引であって決済を結了していないものについての価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額を、取引先リスク相当額とは商品市場における取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額をいう。
4. 純資産額規制比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。
5. メリットの純資産額規制比率の算出に用いる純資産額は、様式第一号の純資産額に関する調書を作成する月にあっては様式第一号の純資産額に関する調書の純資産額を用い、様式第一号の純資産額に関する調書を作成しない月にあっては様式第十七号の月計残高試算表の純資産額を用いること。

長期劣後債務及び短期劣後債務の計算表

基準日： 年 月 日

商号
所在地
代表者の役職名・氏名

印
(単位：千円)

項目	長期劣後債務 (I)
長期借入金	
社債	
小計 (i)	
累積的減価額 (ii)	
差引 (iii) = (i) - (ii)	
基本的項目の額×50% (iv)	
(iv) を超える額 (v) = (iii) - (iv)	
負債の合計額から控除した 長期劣後債務 (vi) = (iv) - (v)	

(単位：千円)

項目	短期劣後債務 (J)
短期借入金	
1年内返済長期借入金	
1年内償還社債	
長期借入金	
社債	
小計 (vii)	
累積的減価額 (ii)	
(iv) を超える額 (v) = (iii) - (iv)	
負債の合計額から控除した 短期劣後債務 (viii) = (vii) + (ii) + (v)	

(記載上の注意)

1. 「累積的減価額」は、第38条第1項第20号の規定により累積的に減価した額をいう。
2. 「基本的項目の額」は、第38条第1項第19号の基本的項目の額をいう。
3. (iv) が (iii) を超える場合にあっては、(v) は零とする。

相関係数一覧表

I 同一商品内相殺

- 1.同一商品内異限月間の相関係数.....1

II 異商品間相殺

- 1.貴金属市場内の相関係数.....2
2.石油市場内の相関係数.....3
3.ゴム、及び同指数市場内の相関係数.....4
4.非鉄グループ間の相関係数.....5
5.農産物(穀物グループ)の相関係数.....6
6.農産物(コーヒーグループ)の相関係数.....8
7.繊糸市場内の相関係数.....9

平成 17 年 12 月 22 日
日本商品先物振興協会

同一商品内異限月間相関係数

東京工業品取引所の限月間の価格相関(2年間)

商品名	金	銀	白金	パラジウム	アルミニウム	ガソリン	灯油
総平均	0.99957	0.99648	0.99247	0.99892	0.98457	0.97126	0.97488
	原油	ゴム					
	0.99768	0.96954					

東京穀物商品取引所の限月間の価格相関

商品名	とうもろこし	一般大豆	Non-GMO大豆	大豆ミール	小豆	アラビカ	ロブスター
総平均	0.96238	0.94104	0.94866	0.96969	0.96981	0.98418	0.97539
	粗糖						
	0.97682						

横浜商品取引所の限月間の価格相関

商品名	生糸	馬鈴薯	野菜
総平均	0.93178	0.39780	0.36991

中部商品取引所の限月間の価格相関

商品名	ガソリン	灯油	軽油	鶏卵
総平均	0.92509	0.93887	0.97829	0.71567

大阪商品取引所の限月間の価格相関

商品名	RSS3	TSR20	ゴム指數	アルミニウム	ニッケル
総平均	0.96176	0.99316	0.98890	0.98417	0.96983

関西商品取引所の限月間の価格相関

商品名	小豆	生糸	NG大豆	粗糖	冷凍えび	コーン75指數	コーヒー指數
総平均	0.74695	0.86710	0.93226	0.92789	0.85226	0.97999	0.98513

福岡商品取引所の限月間の価格相関

商品名	とうもろこし	NON-GMO大豆 (60kg)	NON-GMO大豆 (1,000kg)	IOM一般大豆	大豆ミール	ブロイラー	小豆
総平均	0.91872	0.71879	0.93219	0.83850	0.82902	0.50389	0.79964

・2003年10月より2005年9月末までのデータに基づき分析

測定期間:2003年10月1日～2005年9月30日

異商品間相関係数(貴金属市場)

	東工金	東工銀	東工白金	東工 パラジウム
東工金		0.699614	0.762693	-0.348018
東工銀			0.804114	0.108851
東工白金				0.125361
東工 パラジウム				

測定期間: 2003年10月1日～2005年9月30日

2

異商品間相関係数(石油市場)

	TOCOM ガソリン	TOCOM 灯油	TOCOM 原油	中部 ガソリン	中部灯油	中部軽油
TOCOM ガソリン		0.948006	0.968518	0.973971	0.945175	0.948938
TOCOM 灯油			0.962601	0.945793	0.977914	0.945425
TOCOM 原油				0.965188	0.962456	0.930318
中部ガソリン					0.943239	0.947740
中部灯油						0.944010
中部軽油						

測定期間: 2003年10月1日～2005年9月30日

異商品間相関係数(ゴム及び同指数市場)

	大阪RSS	大阪TSR	大阪ゴム指數	TOCOMゴム
大阪RSS		0.908810	0.962768	0.968692
大阪TSR			0.960992	0.919124
大阪ゴム指數				0.971058
TOCOMゴム				

測定期間:2003年10月1日～2005年9月30日

異商品間相関係数(非鉄グループ)

	大阪アルミ	大阪ニッケル	TOCOMアルミ
大阪アルミ		0.404328	0.979578
大阪ニッケル			0.419576
TOCOMアルミ			

測定期間:2003年10月1日～2005年9月30日

異商品間相殺[農産物及び同飼料指數(穀物グループ)]

		東穀	東穀	東穀	東穀	東穀	関西	関西
		とうもろこし	一般大豆	Non-GMO 大豆	大豆ミール	小豆	小豆	Non-GMO 大豆
東穀	とうもろこし		0.880539	0.910838	0.707675	0.599509	0.571222	0.838685
東穀	一般大豆			0.938604	0.850841	0.528687	0.542975	0.895076
東穀	Non-GMO大豆				0.808711	0.599585	0.591187	0.907978
東穀	大豆ミール					0.272127	0.347618	0.722582
東穀	小豆						0.662676	0.615841
関西	小豆							0.616428
関西	NG大豆							
関西	国際穀物等指數							
福岡	とうもろこし							
福岡	Non-GMO大豆							
福岡	IOM一般大豆							
福岡	大豆ミール							

測定期間:2003年10月1日～2005年9月30日

6

異商品間相殺[農産物及び同飼料指數(穀物グループ)]

		関西	福岡	福岡	福岡	福岡
		国際穀物等指數	とうもろこし	Non-GMO大豆	IOM一般大豆	大豆ミール
東穀	とうもろこし	0.928500	0.909457	0.884220	0.800885	0.535315
東穀	一般大豆	0.909804	0.777358	0.836502	0.842249	0.657271
東穀	Non-GMO大豆	0.929888	0.834171	0.888711	0.842558	0.613745
東穀	大豆ミール	0.820544	0.585236	0.822528	0.807884	0.819250
東穀	小豆	0.583249	0.644730	0.231898	0.448081	0.133643
関西	小豆	0.576146	0.598746	0.375953	0.522536	0.308578
関西	NG大豆	0.877425	0.762741	0.746055	0.832866	0.606911
関西	国際穀物等指數		0.887563	0.899346	0.875933	0.691345
福岡	とうもろこし			0.370513	0.734211	0.465746
福岡	Non-GMO大豆				0.853873	0.672976
福岡	IOM一般大豆					0.725993
福岡	大豆ミール					

測定期間:2003年10月1日～2005年9月30日

異商品間相殺{農産物及び同飼料指数(コーヒーグループ)}

		東穀	東穀	関西
		アラビカ	ロブ스타	コーヒー指數
東穀	アラビカ		0.754753	0.934439
東穀	ロブ스타			0.913178
関西	コーヒー指數			

測定期間:2003年10月1日～2005年9月30日

8

異商品間相殺検証(繭糸市場)

横浜生糸	関西生糸	-0.004688
------	------	-----------

測定期間:2003年10月1日～2005年9月30日

自己玉リスク値の相殺方法について

1. 限月間の相殺

限月間の相殺は、限月ごとに算出されたリスク値を用いて行う。

(リスク値を算出するための帳入値段が限月ごとに異なるので、先に建玉を相殺すると、ネット建玉についてリスク値を算出する帳入値段が特定できなくなるため。)

2. 商品間の相殺

商品間の相殺は、限月間相殺後のリスク値を用いて、以下により行う。

- ① 相互の相殺がすべて可能(商品間相互の相関係数がすべて 10 分の 9 以上)な商品グループの相殺方法

全商品の限月間相殺後のリスク値を合算して、ネットのリスク値を算出する。

- ② 一部の商品間の相殺は可能(相関係数が 10 分の 9 以上)であるが、他の商品間の相殺ができない(相関係数が 10 分の 9 未満)商品グループの相殺方法

相殺可能な 2 商品間の限月間相殺後のリスク値を相殺し、どちらか一方の商品に残ったリスク値を、さらに相殺可能な商品の限月間相殺後のリスク値と相殺する。以下、相殺可能な商品間で、順次、相殺を行う。(別紙例参照)

(この場合において、3 商品間のうちの 1 つの組み合わせだけが相殺できないケースでは、相殺の順序にかかわらず商品間相殺後のリスク値は変わらないが、3 商品間のうちの 1 商品が 3 商品以外の他の商品と相殺できるようなケースでは、相殺の順序によって商品間相殺後のリスク値が変動する。)

一部の商品間相殺が可能な商品グループの相殺例

1. 農産物：コーヒー

商品間相殺が可能な組合せ（2通り）

Ⓐ 東穀アラビカコーヒーと関西コーヒー指数	相関係数 0.934439
Ⓑ 東穀ロブスタコーヒーと関西コーヒー指数	相関係数 0.913178

* 東穀アラビカと東穀ロブスタは相関係数が0.75のため相殺できない。

【相殺例】

各商品（商品指数）の限月間相殺後のリスク値を以下のとおりと仮定

東穀アラビカコーヒー	3,000,000	(売建玉リスク値)
東穀ロブスタコーヒー	1,000,000	(売建玉リスク値)
関西コーヒー指数	-1,500,000	(買建玉リスク値)
商品間相殺前のリスク値		5,500,000

相殺の手順

- ① 東穀アラビカと関西コーヒー指数を相殺 (Ⓐの組合せ)

相殺後のリスク値	
東穀アラビカコーヒー	3,000,000
関西コーヒー指数	-1,500,000

- ② 東穀ロブスタと関西コーヒー指数を相殺 (Ⓑの組合せ)

東穀ロブスタコーヒー	1,000,000
関西コーヒー指数	0

上記①の相殺により関西コーヒー指数のリスク値が0となったため、東穀ロブスタと相殺できるリスク値がない。

商品間相殺後のリスク値

商品別リスク値

東穀アラビカコーヒー	1,500,000	(売建玉リスク値)
東穀ロブスタコーヒー	1,000,000	(売建玉リスク値)
関西コーヒー指数	0	
商品間相殺後のリスク値		2,500,000

以上

2. 農産物：穀物

商品間相殺が可能な組合せ（7通り）

Ⓐ 東穀とうもろこしと東穀Non-GMO大豆	相関係数 0.910838
Ⓑ 東穀とうもろこしと関西国際穀物等指数	相関係数 0.928500
Ⓒ 東穀とうもろこしと福岡とうもろこし	相関係数 0.909457
Ⓓ 東穀一般大豆と東穀Non-GMO大豆	相関係数 0.938604
Ⓔ 東穀一般大豆と関西国際穀物等指数	相関係数 0.909804
Ⓕ 東穀Non-GMO大豆と関西Non-GMO大豆	相関係数 0.907978
Ⓖ 東穀Non-GMO大豆と関西国際穀物等指数	相関係数 0.929888

* 上記以外の穀物商品間は相関係数が0.9未満のため相殺できない。

【相殺例】

各商品（商品指数）の限月間相殺後のリスク値を以下のとおりと仮定

東穀とうもろこし	5,500,000	(売建玉リスク値)
東穀一般大豆	-1,500,000	(買建玉リスク値)
東穀Non-GMO大豆	-8,000,000	(買建玉リスク値)
関西Non-GMO大豆	3,000,000	(売建玉リスク値)
関西国際穀物等指数	3,500,000	(売建玉リスク値)
福岡とうもろこし	-2,000,000	(買建玉リスク値)

商品間相殺前のリスク値	23,500,000
-------------	------------

相殺の手順 I

① 東穀とうもろこしと東穀Non-GMO大豆（Ⓐの組合せ）

相殺後のリスク値	
東穀とうもろこし	5,500,000
東穀Non-GMO大豆	-8,000,000

相殺後のリスク値

② 東穀とうもろこしと関西国際穀物等指数（Ⓑの組合せ）

東穀とうもろこし	0
関西国際穀物等指数	3,500,000

上記①の相殺により東穀とうもろこしのリスク値が0となっているが、もともと両商品はともに売建玉のリスクであるため相殺ができない。

③ 東穀とうもろこしと福岡とうもろこし（Ⓒの組合せ）

東穀とうもろこし	0
福岡とうもろこし	-2,000,000

上記①の相殺により東穀とうもろこしのリスク値が0となつたため、福岡とうもろこしと相殺できるリスク値がない。

④ 東穀一般大豆と東穀Non-GMO大豆（Ⓓの組合せ）

東穀一般大豆	-1,500,000
東穀Non-GMO大豆	-2,500,000

両商品はともに買建玉のリスクであるため相殺できない。

⑤ 東穀一般大豆と関西国際穀物等指数（Ⓔの組合せ）

相殺後のリスク値	
東穀一般大豆	-1,500,000
関西国際穀物等指数	3,500,000

相殺後のリスク値

⑥ 東穀Non-GMO大豆と関西Non-GMO大豆（Ⓕの組合せ）

相殺後のリスク値	
東穀Non-GMO大豆	-2,500,000
関西Non-GMO大豆	3,000,000

相殺後のリスク値

⑦ 東穀Non-GMO大豆と関西国際穀物等指数（Ⓖの組合せ）

東穀Non-GMO大豆	0
関西国際穀物等指数	2,000,000

上記⑥の相殺により東穀Non-GMO大豆のリスク値が0となつたため、関西国際穀物等指数と相殺できるリスク値がない。

商品間相殺後のリスク値

商品別リスク値

東穀とうもろこし	0	(売建玉リスク値)
東穀一般大豆	0	(買建玉リスク値)
東穀Non-GMO大豆	0	(買建玉リスク値)
関西Non-GMO大豆	500,000	(売建玉リスク値)
関西国際穀物等指数	2,000,000	(売建玉リスク値)
福岡とうもろこし	-2,000,000	(買建玉リスク値)

商品間相殺後のリスク値	4,500,000
-------------	-----------

集計表

相殺の手順Ⅱ

このケースにおいては、東穀とうもろこしと相殺できる福岡とうもろこしのリスク値を先に相殺することにより、相殺後のリスク値をさらに引き下げることができる。

① 東穀とうもろこしと福岡とうもろこし (Ⓐの組合せ)

相殺後のリスク値		
東穀とうもろこし	5,500,000	3,500,000
福岡とうもろこし	-2,000,000	0

② 東穀とうもろこしと東穀Non-GMO大豆 (Ⓑの組合せ)

相殺後のリスク値		
東穀とうもろこし	3,500,000	0
東穀Non-GMO大豆	-8,000,000	-4,500,000

③ 東穀とうもろこしと関西国際穀物等指数 (Ⓒの組合せ)

相殺後のリスク値		
東穀とうもろこし	0	
関西国際穀物等指数	3,500,000	

上記②の相殺により東穀とうもろこしのリスク値が0となっているが、もともと両商品はともに売建玉のリスクであるため相殺ができない。

④ 東穀一般大豆と東穀Non-GMO大豆 (Ⓓの組合せ)

相殺後のリスク値		
東穀一般大豆	-1,500,000	
東穀Non-GMO大豆	-4,500,000	

両商品はともに買建玉のリスクであるため相殺できない。

⑤ 東穀一般大豆と関西国際穀物等指数 (Ⓔの組合せ)

相殺後のリスク値		
東穀一般大豆	-1,500,000	0
関西国際穀物等指数	3,500,000	2,000,000

⑥ 東穀Non-GMO大豆と関西Non-GMO大豆 (Ⓕの組合せ)

相殺後のリスク値		
東穀Non-GMO大豆	-4,500,000	-1,500,000
関西Non-GMO大豆	3,000,000	0

⑦ 東穀Non-GMO大豆と関西国際穀物等指数 (Ⓖの組合せ)

相殺後のリスク値		
東穀Non-GMO大豆	-1,500,000	0
関西国際穀物等指数	2,000,000	500,000

商品間相殺後のリスク値

商品別リスク値		
東穀とうもろこし	0	
東穀一般大豆	0	
東穀Non-GMO大豆	0	
関西Non-GMO大豆	0	
関西国際穀物等指数	500,000	(売建玉リスク値)
福岡とうもろこし	0	

商品間相殺後のリスク値	500,000
-------------	---------

基準日 2005年 12月 19日	①グロスリスク値	②ネットリスク値 (相殺前)	③ネットリスク値 (相殺後)	④相殺額 =②-③	⑤自己玉リスク値 (①-③)
1,360,910,508	1,993,644,220	292,452,097	1,701,092,123	1,653,362,605	

赤枠内を手入力								グロスリスク値 (A)	ネットリスク値 (相殺前) (B)	ネットリスク値 (相殺後) (C)	ネットリスク値 (相殺額) (B-C)	
基準日	2005年 12月 19日								274,359,840	153,302,750	122,255,400	131,047,350
商品名	限月	未決済建玉数(自己)	OTC契約枚数	(5)総建玉数 (グロス+ジョン) (①+②+③+④)	(6)ネット建玉数 (ネットボーナン) (①+③-(②+④))	⑦帳入盤段	⑧倍率	(9)グロス 建玉リスク (⑤×⑦×⑧×0.03)	(10)ネット 建玉リスク (相殺前) (⑥×⑦×⑧×0.03)	(11)ネット 建玉リスク (相殺後) (⑥×⑦×⑧×0.15)	(12)ネット 建玉リスク (相殺額) (⑩-⑪)	
東京ガソリン	1番限	10	25	21	8	64	▲ 2	54,450	100	10,454,400	1,533,500	▲ 1,633,500
東京ガソリン	2番限	15	30	10	11	66	▲ 16	54,860	100	10,862,280	13,166,400	▲ 13,166,400
東京ガソリン	3番限	20	35	15	15	85	▲ 15	56,250	100	14,343,750	12,856,250	▲ 12,856,250
東京ガソリン	4番限	100	25	51	90	220	▲ 10	57,640	100	38,042,400	8,646,000	▲ 8,646,000
東京ガソリン	5番限	120	90	80	55	345	55	59,480	100	61,541,100	49,054,500	49,054,500
東京ガソリン	6番限	110	30	25	100	265	5	61,130	50	24,299,175	2,292,375	2,292,375
		375	235	156	279				159,543,105	87,449,025	15,244,725	
商品名	限月	未決済建玉数(自己)	OTC契約枚数 (換算値)	(5)総建玉数 (グロス+ジョン) (①+②+③+④)	(6)ネット建玉数 (ネットボーナン) (①+③-(②+④))	⑦帳入盤段	⑧倍率	(9)グロス 建玉リスク (⑤×⑦×⑧×0.03)	(10)ネット 建玉リスク (相殺前) (⑥×⑦×⑧×0.03)	(11)ネット 建玉リスク (相殺後) (⑥×⑦×⑧×0.15)	(12)ネット 建玉リスク (相殺額) (⑩-⑪)	
中部ガソリン	1番限	15	100	90	10	215	▲ 5	53,460	100	34,481,700	4,009,500	▲ 4,009,500
中部ガソリン	2番限	25	80	5	20	130	▲ 70	53,820	100	20,911,800	56,301,000	▲ 56,301,000
中部ガソリン	3番限	19	70	68	2	159	15	55,420	100	26,435,340	12,469,500	12,469,500
中部ガソリン	4番限	30	15	12	25	82	2	56,910	100	13,999,860	1,707,300	1,707,300
中部ガソリン	5番限	25	20	15	20	80	0	59,000	100	14,160,000	0	0
中部ガソリン	6番限	20	10	5	18	53	▲ 31	60,730	50	4,828,035	1,366,425	▲ 1,366,425
		134	295	195	95				114,816,735	75,853,725	▲ 47,500,125	
商品名	限月	未決済建玉数(自己)	OTC契約枚数 (換算値)	(5)総建玉数 (グロス+ジョン) (①+②+③+④)	(6)ネット建玉数 (ネットボーナン) (①+③-(②+④))	⑦帳入盤段	⑧倍率	(9)グロス 建玉リスク (⑤×⑦×⑧×0.03)	(10)ネット 建玉リスク (相殺前) (⑥×⑦×⑧×0.03)	(11)ネット 建玉リスク (相殺後) (⑥×⑦×⑧×0.15)	(12)ネット 建玉リスク (相殺額) (⑩-⑪)	
東京灯油	1番限				0	0			0	0	0	0
東京灯油	2番限				0	0			0	0	0	0
東京灯油	3番限				0	0			0	0	0	0
東京灯油	4番限				0	0			0	0	0	0
東京灯油	5番限				0	0			0	0	0	0
東京灯油	6番限				0	0			0	0	0	0
		0	0	0	0				0	0	0	0
商品名	限月	未決済建玉数(自己)	OTC契約枚数 (換算値)	(5)総建玉数 (グロス+ジョン) (①+②+③+④)	(6)ネット建玉数 (ネットボーナン) (①+③-(②+④))	⑦帳入盤段	⑧倍率	(9)グロス 建玉リスク (⑤×⑦×⑧×0.03)	(10)ネット 建玉リスク (相殺前) (⑥×⑦×⑧×0.03)	(11)ネット 建玉リスク (相殺後) (⑥×⑦×⑧×0.15)	(12)ネット 建玉リスク (相殺額) (⑩-⑪)	
中部灯油	1番限				0	0			0	0	0	0
中部灯油	2番限				0	0			0	0	0	0
中部灯油	3番限				0	0			0	0	0	0
中部灯油	4番限				0	0			0	0	0	0
中部灯油	5番限				0	0			0	0	0	0
中部灯油	6番限				0	0			0	0	0	0
		0	0	0	0				0	0	0	0
商品名	限月	未決済建玉数(自己)	OTC契約枚数 (換算値)	(5)総建玉数 (グロス+ジョン) (①+②+③+④)	(6)ネット建玉数 (ネットボーナン) (①+③-(②+④))	⑦帳入盤段	⑧倍率	(9)グロス 建玉リスク (⑤×⑦×⑧×0.03)	(10)ネット 建玉リスク (相殺前) (⑥×⑦×⑧×0.03)	(11)ネット 建玉リスク (相殺後) (⑥×⑦×⑧×0.15)	(12)ネット 建玉リスク (相殺額) (⑩-⑪)	
東京原油	1番限				0	0			0	0	0	0
東京原油	2番限				0	0			0	0	0	0
東京原油	3番限				0	0			0	0	0	0
東京原油	4番限				0	0			0	0	0	0
東京原油	5番限				0	0			0	0	0	0
東京原油	6番限				0	0			0	0	0	0
		0	0	0	0				0	0	0	0
商品名	限月	未決済建玉数(自己)	OTC契約枚数 (換算値)	(5)総建玉数 (グロス+ジョン) (①+②+③+④)	(6)ネット建玉数 (ネットボーナン) (①+③-(②+④))	⑦帳入盤段	⑧倍率	(9)グロス 建玉リスク (⑤×⑦×⑧×0.03)	(10)ネット 建玉リスク (相殺前) (⑥×⑦×⑧×0.03)	(11)ネット 建玉リスク (相殺後) (⑥×⑦×⑧×0.15)	(12)ネット 建玉リスク (相殺額) (⑩-⑪)	
中部軽油	1番限				0	0			0	0	0	0
中部軽油	2番限				0	0			0	0	0	0
中部軽油	3番限				0	0			0	0	0	0
中部軽油	4番限				0	0			0	0	0	0
中部軽油	5番限				0	0			0	0	0	0
中部軽油	6番限				0	0			0	0	0	0
		0	0	0	0				0	0	0	0

小計 609 530 351 374

赤枠内を手入力	
登録日	2005年 12月 19日

背景が緑色のセルは相場指標項目数9以上の中品

取引所	商品名	番類	未決済建玉数 (自己)		OTC契約枚数		残積三数 (グローバル)	ネット建玉数 (ネットポジション)	⑦帳入値段	⑧倍率	⑨グロス 建玉リスク (⑤×⑦×⑧×0. 03)	⑩ネット 建玉リスク (損益前) (⑤×⑦×⑧×0. 15)	⑪ネット 建玉リスク (損益後) (⑤×⑦×⑧×0. 15)	⑫ネット建玉リス ク (相談額) =⑩-⑪
			①売り	②買い	③売り	④買い								
東証	とうもろこし	1番限	15	25			40	▲ 10	40,000	100	4,800,000	6,000,000	▲ 5,000,000	
	とうもろこし	2番限	51	32			83	19	41,000	100	10,209,000	11,685,000	▲ 5,046,245	
	とうもろこし	3番限	101	184			285	▲ 83	41,001	100	35,055,855	51,046,245	▲ 51,046,245	
	とうもろこし	4番限					0	0	41,002	100	0	0	0	
	とうもろこし	5番限					0	0	41,003	100	0	0	0	
	とうもろこし	6番限					0	0	41,004	100	0	0	0	
		167	241				408	▲ 74			50,064,855	68,731,245	▲ 45,361,245	
	大豆	1番限					0	0			0	0	0	
	大豆	2番限					0	0			0	0	0	
	大豆	3番限					0	0			0	0	0	
関西	とうもろこし	4番限					0	0			0	0	0	
	とうもろこし	5番限					0	0			0	0	0	
	とうもろこし	6番限					0	0			0	0	0	
	Non-GMO大豆	1番限	18	31			49	▲ 13	41,002	100	6,027,294	7,985,350	▲ 7,985,350	
	Non-GMO大豆	2番限	51	8			60	42	41,002	100	7,380,350	25,831,265	25,831,265	
	Non-GMO大豆	3番限	22	48			70	▲ 26	41,002	100	8,610,420	15,980,780	▲ 15,980,780	
	Non-GMO大豆	4番限	109	59			187	81	41,002	100	24,232,182	49,817,430	49,817,430	
	Non-GMO大豆	5番限	67	11			78	55	41,002	100	8,594,468	34,441,680	34,441,680	
	Non-GMO大豆	6番限	461	581			102	▲ 100	41,002	100	130,632,372	61,503,000	▲ 61,503,000	
		778	738				1516	40			186,477,035	185,578,546	24,801,205	
福岡	とうもろこし	1番限					0	0			0	0	0	
	とうもろこし	2番限					0	0			0	0	0	
	とうもろこし	3番限					0	0			0	0	0	
	とうもろこし	4番限					0	0			0	0	0	
	とうもろこし	5番限					0	0			0	0	0	
	とうもろこし	6番限					0	0			0	0	0	
	穀物等指数	1番限					0	0			0	0	0	
	穀物等指数	2番限					0	0			0	0	0	
	穀物等指数	3番限					0	0			0	0	0	
	穀物等指数	4番限					0	0			123,4	0	0	
小計			945	979										
											236,541,951	236,541,0785	243,556,740	

別表により、各社で計算式を作成ください。

穀物グループ相殺プロセス

赤枠内を手入力	
登録日	2005年 12月 19日

1.商品間相殺が可能な組合せ(7通り)

A	東証とうもろこし	▲ 45,361,245	東証Non-GMO大豆	24,601,200
B	東証とうもろこし	▲ 45,361,245	関西国際穀物等指数	0
C	東証とうもろこし	▲ 45,361,245	福岡とうもろこし	0
D	東証一船大豆	0	東証Non-GMO大豆	24,601,200
E	東証一船大豆	0	関西国際穀物等指数	0
F	東証Non-GMO大豆	0	関西Non-GMO大豆	0
G	東証Non-GMO大豆	24,601,200	関西国際穀物等指数	0

* 上記以外の穀物商品間は相殺系数が0.9未満のため相殺できない。

2.相殺の計算プロセス表

相殺順序	組合せ	商品名	相殺前リスク値	相殺後リスク値
①	A	東証とうもろこし	▲ 45,361,245	▲ 20,760,045
②	D	東証Non-GMO大豆	24,601,200	
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				

3.相殺後の各商品の最終リスク値

1	東証とうもろこし	20,760,045
2	東証一船大豆	0
3	東証Non-GMO大豆	0
4	関西Non-GMO大豆	0
5	関西国際穀物等指数	0
6	福岡とうもろこし	0
7	東証穀物等指数	20,760,045

赤枠内を手入力	
基準日	2005年 12月 19日

*背景が緑色のセルは直月間相関係数0.9以上の項目

取引所	商品名	香川	未決済建玉数 (自己)		OTC契約枚数	総建玉数 (クロスオーバー)	ネット建玉数 (ネットオーバー)	⑦帳入額度	⑧倍率	⑨クロス 建玉リスク (自己)×⑦×⑧×0. 03)	⑩ネット 建玉リスク (相会前) (⑥×⑦×⑧×0. 15)	⑪ネット 建玉リスク (相会後) (⑥×⑦×⑧×0. 15)	⑫ネット建玉リスク (相会積) =⑩-⑪
			①売り	②買い									
東証	アラビカ	1番限				0	0	18,670	50	0	0	0	0
	アラビカ	2番限	16	31		47	▲ 15	18,670	50	1,316,235	2,100,375	▲ 2,100,375	
	アラビカ	3番限	104	81		185	23	18,671	50	5,181,203	3,220,748	3,220,748	
	アラビカ	4番限	25	91		116	▲ 66	18,672	50	3,248,928	9,242,640	▲ 9,242,640	
	アラビカ	5番限				0	0	18,673	50	0	0	0	
	アラビカ	6番限				0	0	18,674	50	0	0	0	
	アラビカ	1番限	145	203		348	▲ 58	-	-	9,746,368	14,563,763	▲ 8,122,266	
	ロブスター	1番限	25	36		61	▲ 11	14,610	50	1,336,815	1,205,325	▲ 1,205,325	
	ロブスター	2番限	45	66		133	▲ 43	14,611	50	2,914,885	4,712,046	▲ 4,712,046	
	ロブスター	3番限	199	0		199	199	14,612	50	4,361,682	21,808,410	21,808,410	
関西	ロブスター	4番限				0	0	14,613	50	0	0	0	
	ロブスター	5番限				0	0	14,614	50	0	0	0	
	ロブスター	6番限				0	0	14,615	50	0	0	0	
	ロブスター	1番限	244	68		393	145	-	-	6,613,392	27,725,783	15,891,038	
	コーヒー指数	1番限				0	0	1,636	10000	0	0	0	
	コーヒー指数	2番限				0	0	1,646	10000	0	0	0	
	コーヒー指数	3番限	45	98		143	▲ 53	1,656	10000	71,042,400	131,652,000	▲ 131,652,000	
	コーヒー指数	4番限	35	211		246	▲ 176	1,666	10000	122,550,800	439,824,000	▲ 439,824,000	
	コーヒー指数	5番限	541	251		792	290	1,676	10000	398,217,600	729,060,000	729,060,000	
	コーヒー指数	6番限	621	560		0	0	65	10000	0	0	0	
小計			元販51,010	元販53,851		1161	61			592,210,800	1,300,536,000	157,584,000	
										610,570,557	1,222,255,115	484,616,702	1,193,365,812

別表により、各社で計算式を作ってください。

1.商品間相殺が可能な組合せ(2通り)	
A	東証アラビカコーヒー ▲ 8,122,268 関西コーヒー指數 157,584,000
B	東証ロブスター ▲ 15,691,038 関西コーヒー指數 157,584,000

* 上記以外の新物商品間は相殺係数が0.5未満のため相殺できません。

2.相殺の計算プロセス表	
相殺順序	組合せ
①	A 東証アラビカコーヒー ▲ 8,122,268 関西コーヒー指數 14,563,763
②	0

3.相殺後の各商品の最終リスク値

1	東証アラビカ	149,461,732
2	東証ロブスター	
3	関西コーヒー指數	
4	5番限のロブスター	149,461,732

集計表

基準日 2005年	12月 19日			
①グロスリスク値	②ネットリスク値 (相殺前)	③ネットリスク値 (相殺後)	④相殺額 $=②-③$	⑤自己玉リスク値 (①+③)
1,360,910,508	1,993,544,220	292,452,097	1,701,092,123	1,653,362,605

注) 資料5-(3)-③ は、説明会当時のものに、
誤字脱字等に係る修正を施したものである。

〔資料5-(3)-(4)〕

全国7取引所取組高集計(月末)

	取組高集計(月末)							前年同 月比 100%レ ル	19年1月迄 月別レ ル占率 合計	3取引所 占率
	東証	東工	中部	関西	福岡	横浜	大阪			
平成16年										
1月	863,851	30.9%	1,046,546	37.4%	529,581	18.9%	103,947	3.7%	99,106	3.2%
2月	877,082	32.1%	1,021,350	37.5%	487,840	17.8%	94,754	3.5%	95,207	3.5%
3月	769,820	32.3%	988,384	37.7%	366,312	16.2%	94,291	4.0%	97,456	3.7%
4月	705,301	30.0%	916,609	39.0%	429,973	18.3%	88,709	3.8%	76,676	3.3%
5月	651,342	28.5%	918,096	40.0%	439,985	19.2%	89,591	3.9%	71,300	3.1%
6月	637,351	27.8%	892,275	38.0%	470,787	20.3%	91,043	4.2%	76,437	3.3%
7月	626,122	27.9%	870,170	38.0%	449,602	20.0%	101,014	4.5%	75,926	3.4%
8月	647,456	29.9%	825,673	38.1%	466,151	18.7%	102,089	4.7%	74,594	3.4%
9月	584,131	31.1%	803,492	36.5%	448,813	20.4%	96,015	4.4%	69,361	3.1%
10月	675,733	29.6%	856,570	37.5%	513,473	22.5%	80,721	3.5%	67,150	2.9%
11月	664,439	31.2%	808,441	37.9%	421,654	19.8%	102,861	5.5%	56,556	2.7%
12月	637,774	31.8%	765,075	38.1%	401,493	20.0%	63,927	3.2%	47,621	2.4%
平成17年										
1月	658,245	31.0%	793,583	37.0%	429,419	21.4%	59,191	2.8%	43,330	2.1%
2月	699,446	34.8%	739,982	36.0%	367,710	19.2%	60,233	3.0%	36,600	1.8%
3月	701,367	35.6%	739,091	37.5%	387,982	19.7%	53,603	2.7%	25,746	1.3%
4月	673,557	37.0%	681,103	37.3%	342,606	18.8%	42,051	2.3%	24,192	1.3%
5月	659,399	37.5%	688,061	37.5%	315,170	17.9%	26,272	1.5%	22,948	1.3%
6月	691,984	39.8%	642,055	37.0%	321,355	16.5%	18,958	1.0%	18,973	1.0%
7月	674,744	38.8%	685,932	40.0%	297,541	17.1%	14,080	0.8%	9,972	0.6%
8月	604,528	36.1%	692,608	41.0%	308,507	18.4%	9,700	0.6%	15,595	0.9%
9月	619,565	37.7%	683,039	41.3%	278,559	16.9%	6,179	0.4%	15,472	0.9%
10月	599,839	37.0%	740,750	45.2%	225,542	13.9%	6,002	0.4%	15,279	0.9%
11月	596,323	33.9%	889,634	51.4%	260,781	11.6%	7,129	0.4%	14,502	0.8%
12月	563,985	38.1%	684,171	46.3%	182,304	12.3%	6,019	0.5%	12,905	0.9%
平成18年										
1月	573,796	36.1%	794,909	50.0%	178,892	11.2%	5,949	0.4%	11,306	0.7%

以上

平成18年2月3日

商品取引員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 二家 勝明

純資産額規制比率計算に係る省令改正効果等について(報告)

純資産額規制比率に係る省令改正が、平成17年12月28日に交付され、即日施行とされました。省令改正の実現により、10月末時点の自己玉状況に基づく試算では、取引員自己資本の210億円相當に余裕を生ずる見通しでしたが、実際面において省令改正が市場の流動性の指標である取組み状況等にどのように結果するかを注視しているところです。

施行後1ヶ月を経過した本年1月末時点の状況からは、下記の通り、全体では一定程度の改善の兆候が見られること、改善は未だ一部の市場に限定されていること、をご報告申し上げます。自己玉運用において、純資産額に余裕が生じたことから、日計り取引中心の取引から、限月間割取り等建て玉保有の割合を高める傾向にあると推測できます。

1ヶ月経過で改善についての結論を出す状況でないことは承知しておりますが、改善の方向に向かい一つあることについて、両主務省のご理解、各取引所のご協力を得られた結果と感謝している次第です。引き続き、市場の流動性について注視し、取組高と売買高の双方における流動性確保のための他の施策について検討し、その実現に取組んでまいります。会員各位のご支援ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 月末取組高比較 (平成17年12月) (平成18年1月) 前月対比

市場全体(オプション取引除く)	148万枚	159万枚	107.4%
(上位3取引所) 東京穀物	11.3万枚	10.8万枚	95.6%
自己玉) 東京工業品	35.5万枚	45.0万枚	126.6% ※
(※ 取引員達玉額定分	6.9万枚	7.8万枚	112.4%)
中部商品	5.2万枚	5.3万枚	101.9%

2. 月間売買高比較

市場全体	2064.6万枚	1764.0万枚	85.4%
(上位3取引所自己)	860万枚	735万枚	85.5%)

全取引所出来高・売買高

オプション取引含まず

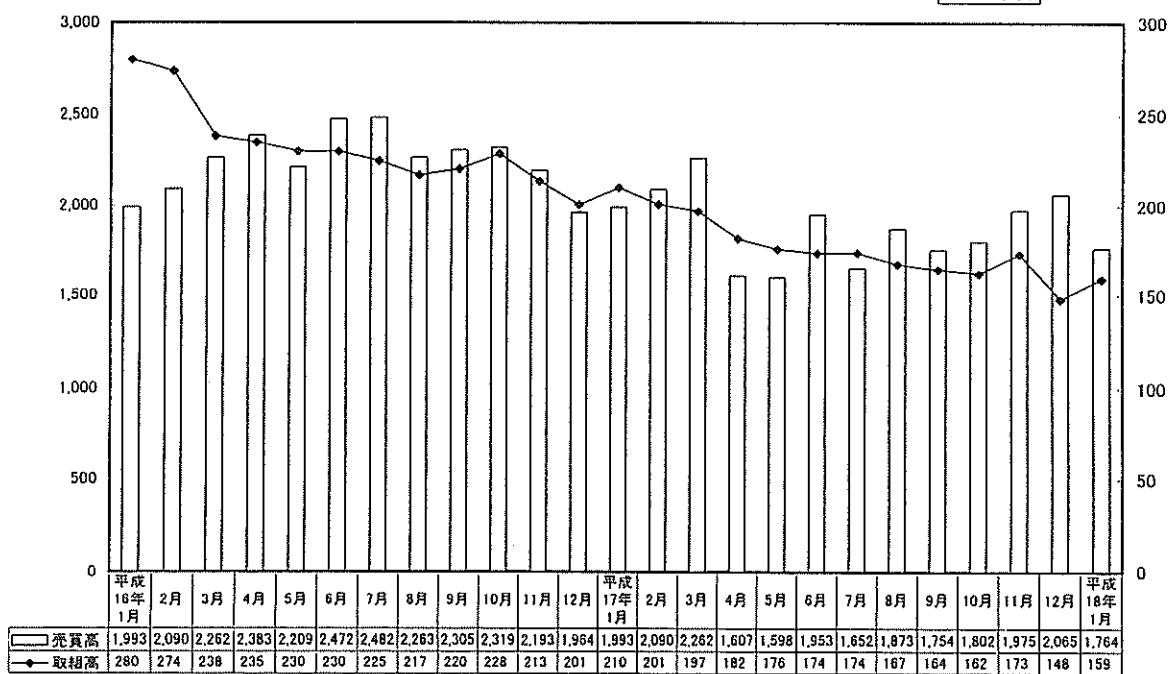
単位:枚

	平成17年度					平成16年度					平成15年度	
	出来高	売買高	(東工・東鉄 中部)	(3取引所 占有率)	前年同月比	出来高	売買高	(東工・東鉄 中部)	(3取引所 占有率)	前年同月比	出来高	売買高
4月	8,037,191	16,074,382	15,367,986	95.6%	67.44%	11,917,485	23,834,970	21,982,500	92.2%	96.55%	12,343,852	24,687,704
5月	7,989,537	15,979,074	15,404,792	96.4%	72.32%	11,047,318	22,094,636	20,561,890	93.1%	93.05%	11,872,725	23,745,450
6月	9,762,788	19,525,576	19,036,848	97.5%	78.99%	12,360,000	24,720,000	22,938,686	92.8%	89.50%	13,810,004	27,620,008
7月	8,257,995	16,515,990	16,014,042	97.0%	66.55%	12,407,915	24,815,830	23,132,946	93.2%	90.58%	13,698,301	27,396,602
8月	9,364,761	18,729,522	18,248,874	97.4%	82.78%	11,313,119	22,626,238	21,058,820	93.1%	86.83%	13,028,601	26,057,202
9月	8,770,402	17,540,804	17,202,700	98.1%	76.10%	11,524,200	23,048,400	21,564,096	93.6%	91.81%	12,551,757	25,103,514
10月	9,010,578	18,021,156	17,647,248	97.9%	77.70%	11,596,657	23,193,314	21,644,922	93.3%	82.59%	14,041,665	28,083,330
11月	9,876,493	19,752,986	19,464,204	98.5%	90.05%	10,967,244	21,934,488	20,383,852	92.9%	96.59%	11,354,119	22,708,238
12月	10,323,079	20,646,158	20,320,726	98.4%	105.10%	9,822,072	19,644,144	17,936,642	91.3%	82.88%	11,850,709	23,701,418
1月	8,819,848	17,639,696	17,368,844	98.5%	88.53%	9,962,895	19,925,790	18,508,446	92.9%	77.97%	12,778,474	25,556,948
2月						10,448,766	20,897,532	19,777,104	94.6%	82.00%	12,742,133	25,484,266
3月						11,310,894	22,621,788	21,677,848	95.8%	71.96%	15,717,664	31,435,328
合計	90,212,672	180,425,344	176,076,264	97.6%		134,678,505	269,357,130	251,167,552	93.2%	86.45%	155,790,004	311,580,008

単位:万枚

売買高・取組高推移

■ 売買高
◆ 取組高



市場振興戦略会議・電子取引普及部会における検討結果

日本商品先物振興協会

18先物振興発第19号

平成18年2月28日

日本商品先物取引協会

会長 荒井史男 殿

日本商品先物振興協会

会長 二家勝明

電子取引ガイドラインの制定について（要望）

商品取引員がインターネット等を活用した電子取引業務を行う際に各社が共通に留意すべき事項について、自主規制機関として、ガイドラインとして整理していただくことが電子取引に係る信頼性の確保にとって望ましいと思料します。

つきましては、インターネット取引等電子取引にかかるガイドラインについて、早急にご検討いただきたくお願い申し上げます。

電子取引に係る業務の健全性及び適切性、並びにシステムの安全性及び信頼性を確保することが、委託者の保護を図り、当該取引の普及・利用を促進するため不可欠と考えておりますので、ガイドラインの制定につきご高配賜りますよう、切にお願い申し上げます。

【ご参考】 電子取引普及部会における検討結果

1. 「電子取引」の定義について

商品市場における取引に係る「電子取引」とは、次により行われるものというものとする。

「電子取引」とは、商品取引員のコンピュータと委託者のコンピュータ又は携帯情報端末等の電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、以下の処理が行われるものという。

- ① 委託者による商品市場における取引の委託（売買の注文）
- ② 商品取引員における注文の受理、及び集計又は執行
- ③ 商品取引員において注文が受理されたことの表示又は通知
- ④ 商品市場における注文執行結果の表示又は通知
- ⑤ 建玉及び値洗い状況の表示又は通知

2. 電子取引ガイドラインの制定について

「電子取引」に係る業務の健全性及び適切性、並びにシステムの安全性及び信頼性を確保することにより、委託者の保護を図るとともに、その普及・利用の促進に資するため、日本商品先物取引協会において、以下の事項について「電子取引ガイドライン」を制定することが適当である。

【規定すべき事項】

電子取引において、システムを使用するがゆえに不可避的に取引員が守らなくてはならない共通事項、及び非対面性、非書面性が高い電子取引の性質上、取引員が特に留意すべき事項について規定する。

具体的な規定事項は、以下のとおり。

- ① 電子取引についても、現行の法令・諸規則が適用されること等法令・諸規則の遵守に係る事項
- ② システムのセキュリティ確保やシステム障害時に備えた社内管理体制の整備等システムの信頼性の確保に関する事項

- ③ 電子取引の特性を考慮した本人確認方法における留意点及び免責事項の委託者への明示等、電子取引の契約に関する事項
- ④ 取引発注の際に委託者自らが取引内容を確認する等取引の受注、注文の処理に関する事項
- ⑤ その他、電子取引の性質上、特に留意する事項

【電子取引ガイドラインの記載事項】

1. 法令・諸規則の遵守に係る事項
電子取引においても、現行の法令・諸規則が適用されること。

2. システムの信頼性の確保等に関する事項

- (1) 電子取引に係るシステム構築に当たっては、自社のシステムの能力等を十分に考慮する必要があること。
- (2) システム監査等外部チェックの導入を行うことが望ましいこと。また、システム監査等を導入している場合には、その旨を開示すること。
- (3) システムに対する信頼性を確保する観点から、ネットワークへの不正侵入の被害を受けないようその内容に留意しつつ、安全対策の概要（バックアップ体制の有無等）、サーバーの状況・容量、回線の状況等について開示することが望ましいこと。
- (4) 委託者のプライバシー及びアクセスキー（ID、パスワード等）の保護、取引の安全性の確保の観点から、セキュリティの確保について所要の措置を講ずる必要があること。
- (5) システム障害等不測の事態が発生した場合において、速やかに対応できる社内管理体制を整備しておく必要があること。
(取引所のシステム障害、取引員のシステム障害等、その様に応じてとるべき対策を各社において整理しておくことが望ましいこと。)
- (6) システム障害が発生する可能性がある旨、及びシステム障害が発生し注文を発注できなくなった場合の代替手段について、あらかじめ委託者に周知する必要があること。
- (7) システム障害が発生した場合には、その状況及び対応の経緯等について記録し、当該記録を一定期間保存しておくべきこと。

3. 電子取引の契約に関する事項

- (1) 電子取引の非対面性に鑑み、本人確認においてより一層の留意が必要であること。
例：複数の書類での確認、一定期間ごとの郵便物等による所在確認など。

- (2) 電磁的方法により契約関係書類の差入れを受け、及び委託者への報告書類の送信を行う場合には、その書類名を明示する必要があること。

(最新の受託契約準則、委託のガイド等を電磁的方法により提供することが望ましいこと。)

- (3) 口座開設基準を設けている場合には、その旨、及び基準に適合しない場合は口座を開設することができない旨を口座開設申込書類等により委託者に知らしめる必要があること。

- (4) 電子取引に係る契約において、委託者の損害に関し商品取引員が免責される事項を明示すべきこと。免責事項については、委託者の利益を一方的に害することのないように留意する必要があること。

4. 取引の受注、注文の処理に関する事項

- (1) 自社のシステムにおいて可能な注文方式に係る機能について明示すべきこと。
- (2) 委託者による注文の誤入力を防止するため、注文の送信が行われる前に注文確認画面を表示させる等のチェック機能を提供する必要があること。
- (3) 注文の処理結果について、速やかに委託者に報告すべきこと
- (4) 委託者からの預り資金残高、値洗損益等の状況により取引の注文を制限する機能をシステム上設けている場合は、当該機能について明示すべきこと。
- (5) サポートデスク等の相談窓口において取引に関するアドバイス等を行う場合にあっては、当該窓口において対応する内容について、あらかじめ明示すべきこと。
- (6) 取引の注文及びその処理結果について、電磁的方法により記録し、一定期間保存しておくべきこと。

5. その他

- (1) 個人情報保護法に基づき、個人情報の取扱いに関する方針をあらかじめ明示すべきこと。
- (2) 委託者の取引について違法性の疑いがないかを監視できるよう社内管理体制を整備する必要があること。

以上

平成17年9月

殿

平成18年度税制改正に関する要望

社団法人 全国商品取引所連合会
会長 南學政明

社団法人 日本商品投資販売業協会
会長 加藤雅一

日本商品先物振興協会
会長 二家勝明

平成18年度税制改正に関する要望について

社団法人 全国商品取引所連合会

社団法人 日本商品投資販売業協会

日本商品先物振興協会

商品先物取引は、商品に係る需給状況を反映した公正な価格の形成と先行指標価格の提供、企業における価格変動に対するリスク・ヘッジ機能等重要な経済的機能を有しています、わが国経済の自由化及び国際化の進展に伴い、産業界においては価格変動に対するリスク管理手段として先物市場を活用するニーズが拡大しています。このことは、生産者、流通業者、実需者等の経営安定に寄与するものです。また、商品先物取引は一般投資家においても資産運用の場として注目を集めている事情や、近隣諸国における先物市場の創設とその活用気運の高まりの中で、国際化が急速に進展しつつある事情は重視されるべきものと考えております。

わが国の商品先物市場は、平成17年5月より改正商品取引所法が施行されました。同法律の施行により、商品先物市場は国際化に対応し、また市場の利便性と信頼性の向上に繋がっております。

そして、わが国産業界や近隣諸国のリスク・ヘッジ・ニーズに十分に対

応し、わが国商品先物市場を国際市場として発展させていくためには、市場の信頼性と利便性の向上と共に「市場の流動性」を高めることが喫緊の課題であり、このために自己責任に基づいた主体的な投資判断ができる投資家層の参加や商品ファンド等の集団的投資スキームの利用を重視し、税制面でこれらに対する配慮をすることが必要であります。

また、平成15年度に創設されたIT投資促進税制について、企業における事業の効率化及び情報管理の重要性を鑑み、税制面で引き続き配慮することが必要であります。

つきましては、平成18年度の税制改正に関しまして、次の事項につきまして別紙理由書を添えてお願ひ致しますので、何卒これが実現につきまして特段のご配慮を頂きたく、お願ひ申し上げる次第であります。

〔要望事項〕

1. 商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得一元化の対象としその税率を同一とするとともに、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。
2. 商品ファンド（信託型・匿名組合型・海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。
3. 企業における競争力強化の観点から、ITを活かした業務改革や新たなビジネス・モデルの導入により、企業の潜在力を引き出すとともに、情報セキュリティを確立するため、平成15年に創設したIT投資促進税制の適用期限を3年間延長すること。

理 由 書 1

商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とし、その税率を同一とするとともに、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

1. 説 明

(1) 標記の具体的な内容は、商品先物取引（オプション取引を含む。以下同じ。）に係る決済差損益について、以下の事項を要望するものです。

- ① 商品先物取引の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とすること。
- ② 対象とすべき金融所得に対する税率を20%（国税15%、地方税5%）に統一すること。
- ③ 金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得について損益通算を認めること。
- ④ 上場株式及び商品先物取引に関して認められている3年間の損失繰越を、対象とすべき金融所得全般に認めること。

(2) 商品先物取引により生じた個人の所得につきましては、平成13年度の税制改正において、初めて申告分離課税が導入され、株式等の譲渡に係る所得と同様、26%の税率（国税20%、地方税6%）により課税されることとなりました。しかし、商品先物取引の決済差損益と株式等の譲渡損益との間の通算を可能とする措置については、株式等の譲渡に係る所得課税に源泉分離課税と申告分離課税との選択制が残されたこと等もあって、認められるには至りませんでした。

(3) その後、平成15年度の税制改正により、同年1月から商品先物取引により生じた個人投資家の所得については、株式等の譲渡に係る所得と同様、① 税率を20%（国税15%、地方税5%）とすること、② 損失について翌年以降3年間の繰越控除をすることが認められました。しかし、株式等の譲渡損益との間の損益通算は、上場株式等の譲渡所得に係る税率が平成15年1月から10%に引き下げられたこともあって実

現されませんでした。

(4) 他の所得との損益の通算については、平成16年1月以降の有価証券先物取引の決済差損益との間で通算及び、平成17年7月以降の金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引の差金決済が認められ先物取引商品間の損益通算の範囲は拡大したもの、上場株式等の譲渡損益との間では認められないまま、現在に至っております。

(5) 上場株式等の有価証券に係る譲渡損益と商品先物取引に係る損益との通算については、かつて平成元年までは可能であったものであります。

2. 理 由

(1) わが国における個人の金融資産の積極的活用は、それを必要とする企業や産業インフラである金融市場に供給していくことにより、経済の活性化及び成長につながるものであります。しかしながら、現在の我が国の金融所得に対する税制は、①金融商品間で課税方法及び税率が異なること、②金融所得相互間の損益通算が限定的にしか認められていないこと、③損失の繰越控除も、限定的に上場株式と商品先物取引のみにしか認められていないことなどから、キャピタルゲイン・キャピタルロスに係る税制としてリスク性の高い投資（リターンの変動の可能性が大きい投資）に対して不利なものとなっており、個人投資家の積極的な経済活動にとっての障壁となっております。

(2) わが国の経済の活性化を図るためにには、金融所得の税制について、市場選好に中立的で、かつ、個人投資家にとってわかりやすい税体系とする必要があります。具体的には、

- ① 國際的に比肩しうる低額の税率を一律に適用すること。
- ② 年間（毎年）の投資から得た所得を通算できること。
- ③ 投資によって生じた損失については、繰越控除を可能とすることが必要であります。

(3) 平成13年度の税制改正大綱において、「わが国金融・証券市場が活力があり、透明性、公正性、効率の高い市場として飛躍していくため、国税、地方税を通じて検討を行う」との方針が示されました。この方

針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。

(4) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。委託者税制の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市场及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

理由書 2

商品ファンド（信託型・匿名組合型・海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

1. 説明

(1) 標記の具体的な内容は、商品ファンド（信託型・匿名組合型・海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について、以下の事項について要望するものです。

- ① 商品ファンド（信託型・匿名組合型・海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について金融所得課税一元化の対象とすること。
- ② 金融所得課税一元化の対象とすべき金融所得について損益通算を認めること。
- ③ 個人投資家に適用される、商品ファンドの収益分配金・償還益について、適用される税率が異なっており、その税率を同一とする。
- ④ 上場株式及び商品先物取引に関して認められている3年間の損失繰越を認めること。

2. 理由

(1) わが国における個人の金融資産の積極的活用は経済の活性化及び成長につながるものであります。このことから、資産運用の一助としての商品ファンドの収益分配金・償還差益につきましては、金融所得一元化の対象とすることが求められます。

(2) 商品ファンドの収益分配金・償還益についての所得課税については、組まれる形態によって、信託型の場合には利子所得、匿名組合型・海外リミテッドパートナーシップ型の場合には雑所得と相違があり、特

に信託型を別にすれば総合課税の対象となり、同じ運用成績を呈しても最終手取りベースにおいて不利となることがあるなど、金融商品間における税負担のバランスをとること、個人投資家にとってわかりやすい税体系とすることが望れます。

(3) 商品ファンドに係る所得について、他の金融商品等から生ずる所得の損益通算の適用対象とし、投資によって生じた損失につきましては、株式や商品先物取引と同様に繰越控除を可能とし、株式市場や商品先物市場及び金融市場に個人投資家からの投資資金流入を図る必要があります。

(4) 平成13年度の税制改正大綱において、「わが国金融・証券市場が活力があり、透明性、公正性、効率の高い市場として飛躍していくため、国税、地方税を通じて検討を行う」との方針が示されました。この方針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。

(5) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。金融所得課税の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市场及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

理由書 3

企業における競争力強化の観点から、ITを活かした業務改革や新たなビジネス・モデルの導入により、企業の潜在力を引き出すとともに、情報セキュリティを確立するため、平成15年に創設したIT投資促進税制の適用期限を3年間延長すること。

1. 説明

標記の具体的な内容は、企業におけるIT関連設備の拡充と情報セキュリティの確立を要望するものです。

① 一定のIT関連設備等の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、取得原価の10%相当の税額控除と取得価格の50%相当額の特別償却との選択的適用を認めること。また、資本金3億円以下の法人については、一定のリース資産の貸借をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について10%相当額の税額控除を認めることについて、その適用期限を3年間延長すること。

2. 理由

民間企業における事業の効率化及び高付加価値化等を促進し、わが国企業全体の国際競争力強化においては、IT技術の導入及び情報セキュリティ管理の重要性は高まるばかりです。また、IT技術の導入により企画・開発・生産・販売・管理等の全ての業務における企業経営の効率化と新たなビジネス・モデルの創出を加速し、わが国経済の活性化に資するものであります。